

## 1. 障がい者雇用の現状等

- 大阪府内の民間事業主に雇用されている障がい者の数は、令和6年6月1日現在、前年より3,756.0人増加の6万2,038.0人（※①）と過去最高を更新し、21年連続で増加しており、実雇用率も全国平均の2.41%（※②）を上回り、過去最高の2.44%（※①）前年2.35% ただし常用雇用労働者数について令和6年は40.0人以上、令和5年は43.5人以上の事業主対象）となつたが、法定雇用率の2.5%には及ばない結果となつた。また、実雇用率の全国順位は31位（※②）となっている。
- 規模別でみると常用雇用労働者数40.0人以上100人未満の中小事業主の実雇用率は1.97%（※①）（全国平均1.96%※②）、法定雇用率達成企業の割合は39.5%（※①）（全国平均44.3%※②）と、中小事業主の実雇用率は全国平均並みであるものの、法定雇用率達成企業の割合については、全国平均と比べ低い状況である。また、障害者雇用促進法の改正により法定雇用率のさらなる引き上げ（令和8年7月から2.7%）や除外率引き下げ（令和7年4月から）が予定されていることを踏まえ、これら中小事業主に対する障がい者雇用への意識啓発や個々の状況に応じた支援が引き続き必要である。
- 障がい種別でみると、最も著しい伸びを示しているのが精神障がい者で、令和6年6月1日現在、被雇用者数は1万3,728.5人（※①）で、雇用率制度の算定対象となる前の平成29年（3,848.5人※③）と比べ、約3.6倍と大幅に増加している。しかし、職場定着が課題となっていることから、引き続き事業主の障がい特性等に対する理解を高め、職場環境の整備を促進していくことが必要である。（障がい種別ごとの勤続年数：身体12年2月、知的9年1月、精神5年3月、発達5年1月※④）

※根拠資料

- ①大阪労働局「障害者雇用状況の集計結果」（令和6年）  
③大阪労働局「障害者雇用状況の集計結果」（平成29年）

- ②厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」（令和6年）  
④厚生労働省「障害者雇用実態調査」（令和5年度）

## 2. 第5次障がい者計画に基づく主な取組み

### 事業主の障がい者雇用を支援する取組み

#### ◇ 障がい者雇用促進センター誘導・支援事業

##### ■ ハートフル条例に基づく障がい者雇用の促進

- ・「契約の相手方等府と関係のある事業主」に対する誘導・支援  
ハートフル条例の対象（義務規定）となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画書等の提出や雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援を行う。

##### ・「特定中小事業主」に対する誘導・支援

- ハートフル条例の対象（努力義務規定）となる法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内にのみ事務所・事業所を有する、常用雇用労働者数40.0人以上100人以下の事業主）に対し、障がい者雇用推進計画書等の提出や雇用推進計画の達成に向けた誘導・支援を行う。

##### ■ 障がい者雇用促進センターにおける事業主支援

- 障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、個々のニーズや状況に応じた支援を行う。  
○専門家による相談 ○セミナー・施設見学会の実施 ○職場実習受入れのコーディネート 等

##### ・特定業種向け障がい者雇用セミナー

- 障がい者雇用がとりわけ困難とされる業種に特化したセミナーを実施。令和6年度は、医療業向けセミナーを開催。令和7年度は、医療業向けセミナーに加え、教育機関または福祉事業向けのセミナーを実施する。

##### ◇ ハートフル税制

- 障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図るために、法定の雇用義務を超えて障がい者を多数雇用する法人の事業税を軽減する「ハートフル税制」を実施する。

### 精神障がい者等の職場定着支援の取組み

#### ◇ 精神・発達障がい者等理解促進・職場定着支援事業

##### ・ 人事担当者のためのアドバンス研修

- 経営者、人事担当者を対象に障がい特性の理解促進のため、障がい特性等を学び、精神・発達障がい者と共に作業を体験する研修会を開催。令和7年度は、除外率が設定されている業種における体験受入れ先の事業主を確保する。

##### ・ 職場体験受入れマッチング会

- 職場実習の受入れを通じて職場環境の整備を図るため、雇用を検討または雇用経験の少ない事業主と求職者とのマッチング会を開催。令和7年度は、除外率が設定されている業種における体験受入れ先の事業主を確保する。

##### ・ 多様な働き方に関する「事例集」の作成（新規）

- 働く意欲があつても通勤等の困難性や、障がい特性により長時間勤務が困難なため就業できなかつた精神障がい者等の新たな雇用機会の創出等のため、多様な働き方（特定短時間労働者、在宅ワーク等）の事例収集を行い事例集を作成する。

#### ◇ 精神障がい者等職場定着支援員配置

- 精神障がい者等職場定着支援員を障がい者雇用促進センターに配置し、事業主訪問等を行い、個々の事業主の状況に応じ、障がい者の職場定着における支援を行う。